

參考資料

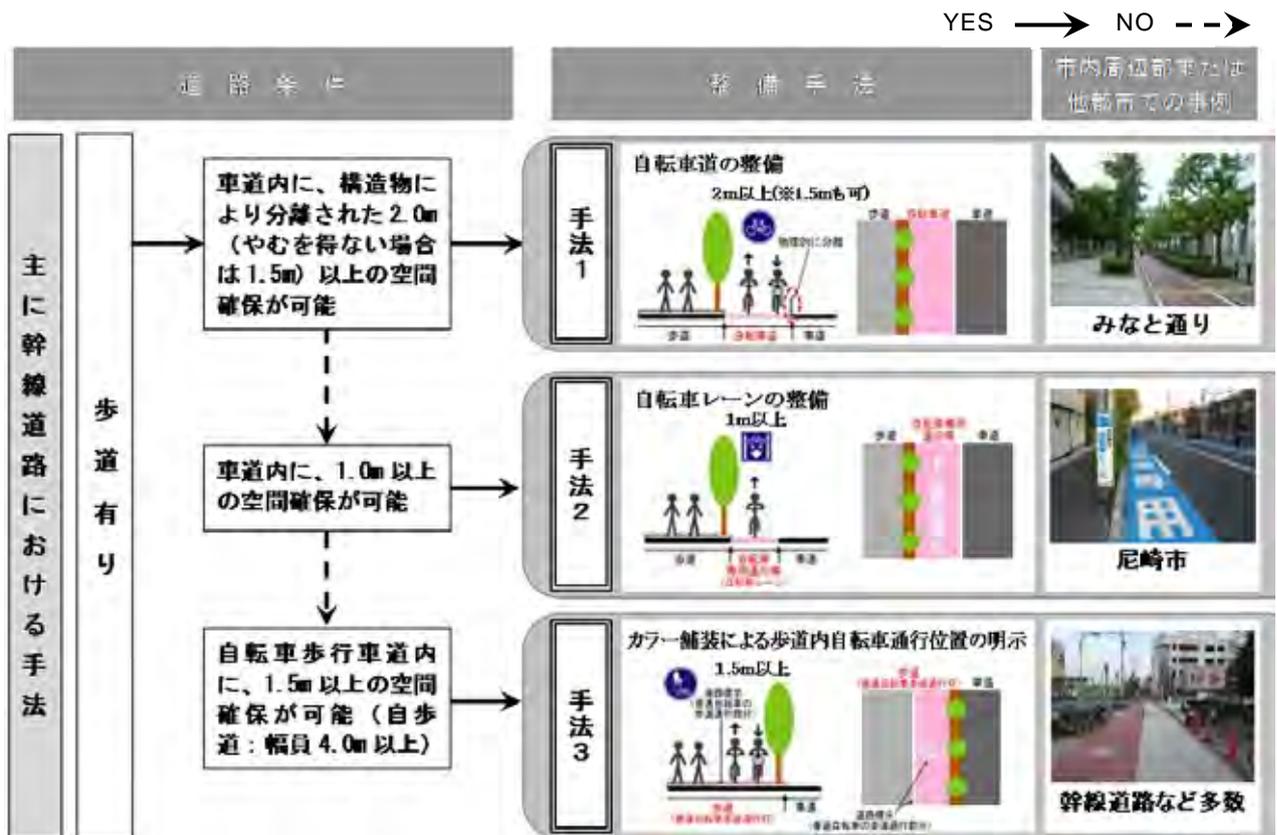


参考1 自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方(平成24年3月)の概要

=自転車で「はしる」事に関して=

①中心部における自転車走行環境対策

- 幹線道路対策と細街路対策（エリア対策）が必要。
- 自転車の利用状況などを踏まえ、自動車・歩行者通行空間との分離、周辺部の既存ネットワークとの連続性の確保等が必要。



整備手法については、 今後策定される国のガイドラインの内容も踏まえた検討が必要である。

お主に細街路に



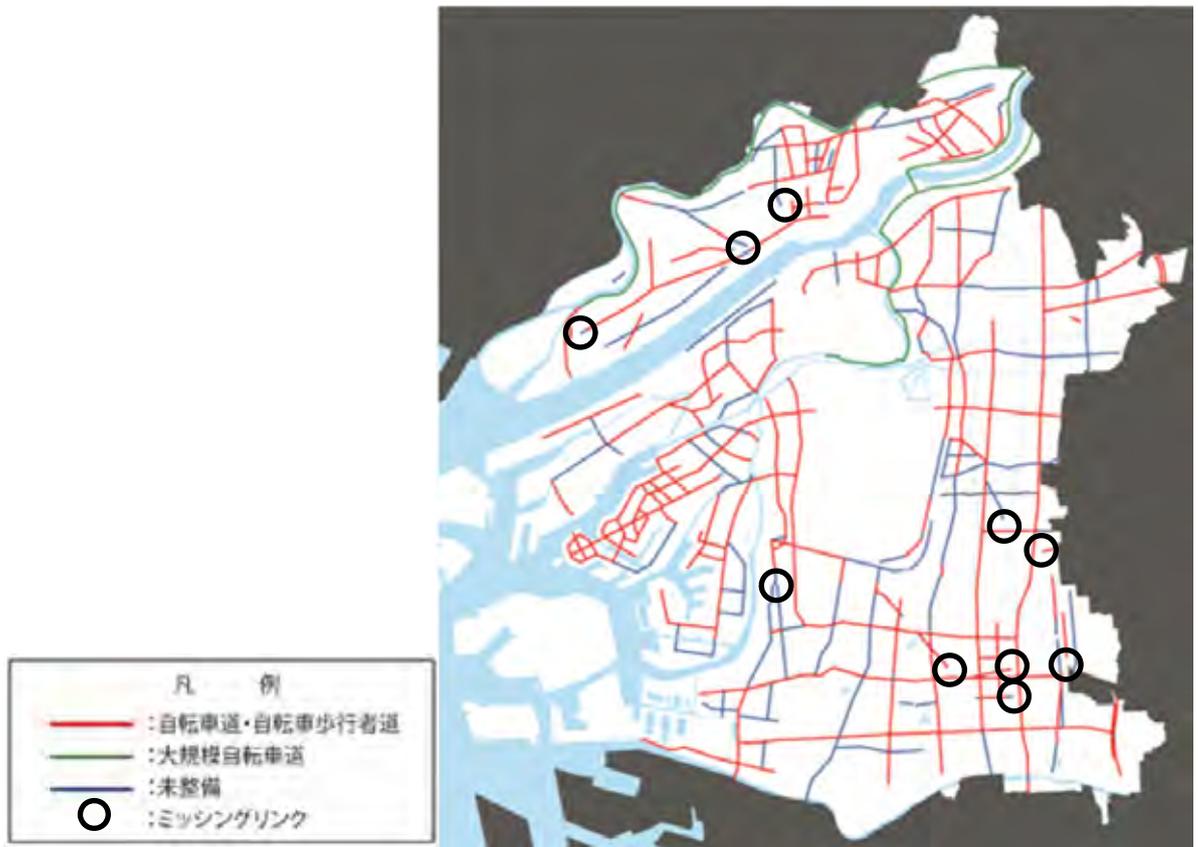
世田谷区

図 道路条件による自転車走行環境の整備手法と中心部における選定フロー例（抜粋）



②周辺部における自転車走行環境対策

- 未整備区間などの整備及びミッシングリンクの解消（新たな区間の追加）が必要。



③観光目的を想定した自転車走行環境対策

- 今後の自転車利用ニーズも想定した対策の検討が必要。

サインの整備イメージ



図 事例：観光目的の自転車利用環境整備（奈良県）



写真 大川の大規模自転車道



写真 淀川の大規模自転車道

図 レクリエーションを目的とした市内の整備事例

参考2 大阪市の自動車の利用状況

- 自動車交通量の減少や道路整備により、主要交差点の渋滞時間は大幅に減少するなど、自動車の通行環境は大きく改善している。
- 将来的にも大阪都市再生環状道路の整備進捗などにより、都心部に流入する自動車がさらに減少することが見込まれる。
- **都心南北6幹線で交通量が約16%減少の見通し。**
- そのようなことから、市内の特に中心部については、幹線道路の道路空間を再配分できる状況が生じつつある。

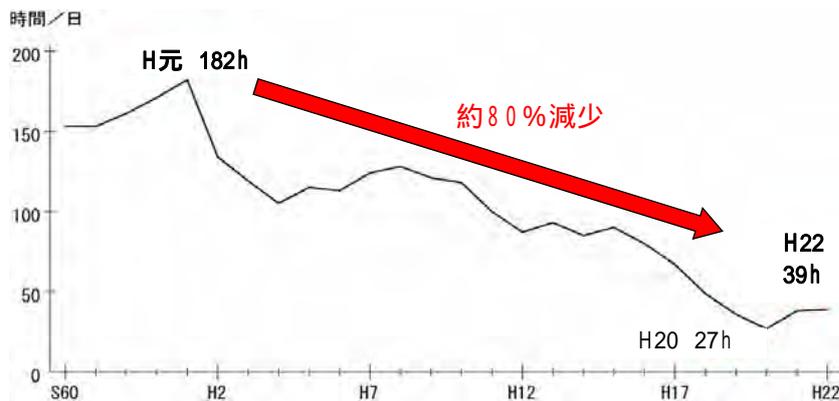


図 主要交差点の日平均渋滞時間の推移

資料: 大阪の交通白書

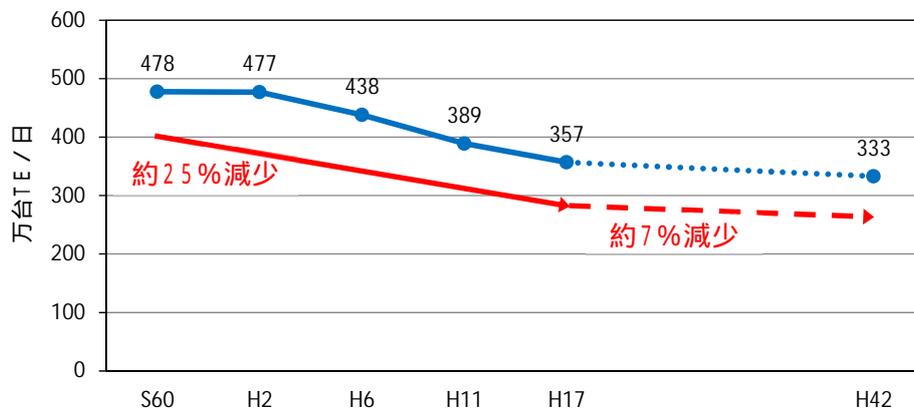


図 自動車交通量の推移

データ: S60 ~ H17 は道路交通センサス自動車 OD 調査結果
H42 将来予測値は国土交通省による推計 (平日の交通量)



データ: 実績値は道路交通センサス一般交通量調査結果。将来値は国土交通省による予測結果を元に推計したもの
6幹線: 谷町筋、松屋町筋、堺筋、御堂筋、四つ橋筋、なにわ筋

図 都心南北6幹線(合計)の交通量の推移と将来見通し



- 自転車が車道を通行するにあたり、道路上の駐車が大きな課題であったが、市内の路上駐車台数の減少に伴い、道路、特に路肩を有効活用し、自転車の安全な通行空間を確保できる状況が見えてきた。

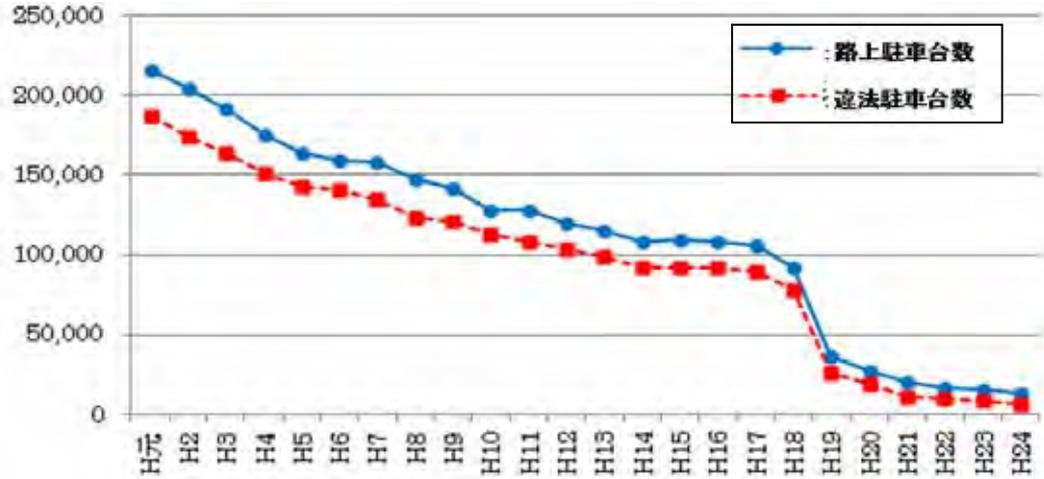


図 瞬間路上駐車台数の推移

資料: 大阪の交通白書

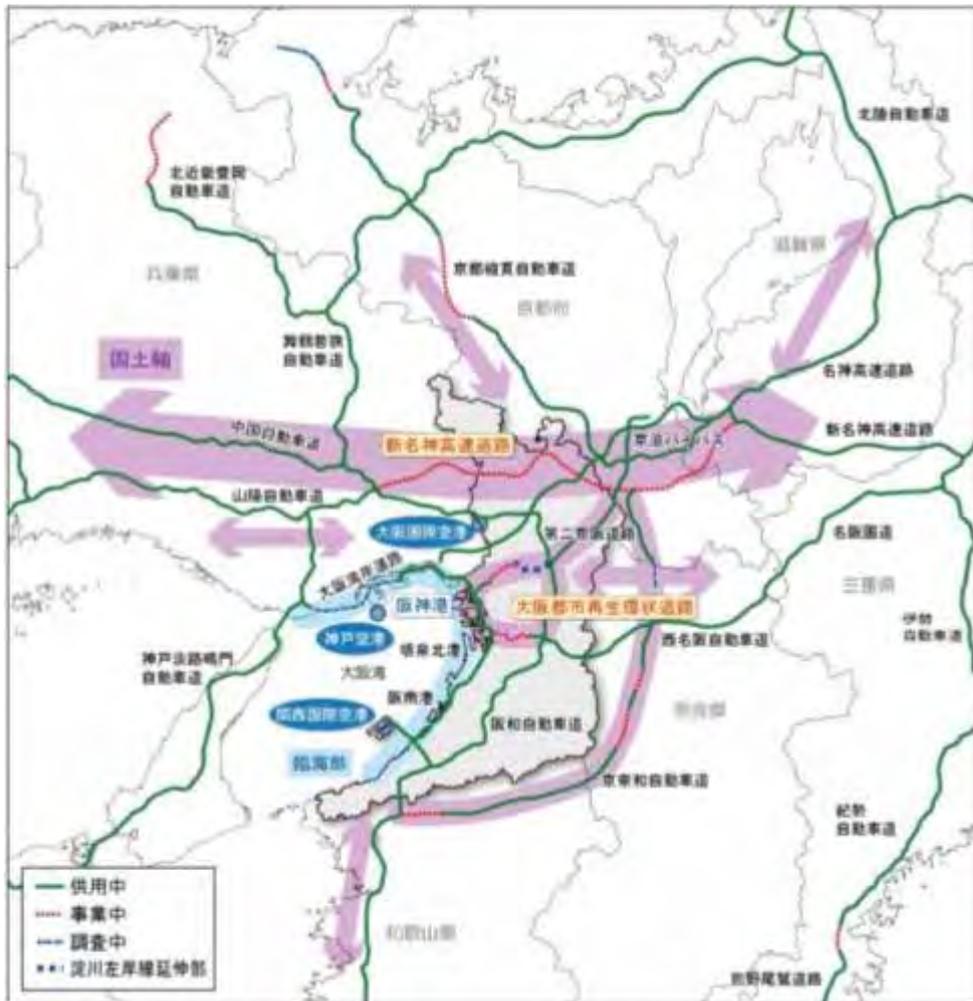


図 広域的な道路ネットワーク

出典: 大阪府「大阪府国土利用計画(第四次)」(平成22年10月)を基に道路の開通状況を反映(平成26年7月現在)



図 大阪都市再生環状道路（拡大）

出典：大阪都市再生環状道路 淀川左岸線延伸部パンフレット



参考3 大阪市内における自転車関連事故の特徴(H24～26:大阪府警データより)

平成24～26年中の自転車関連事故は16,752件。

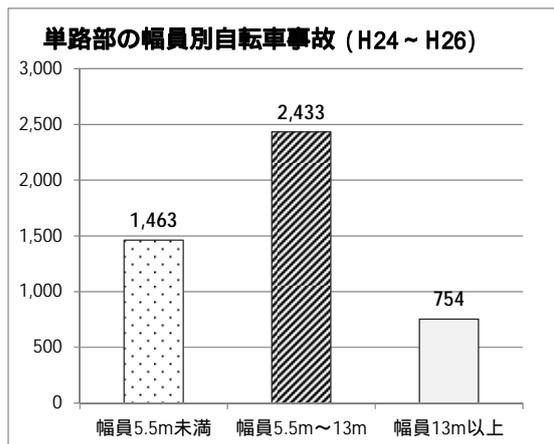
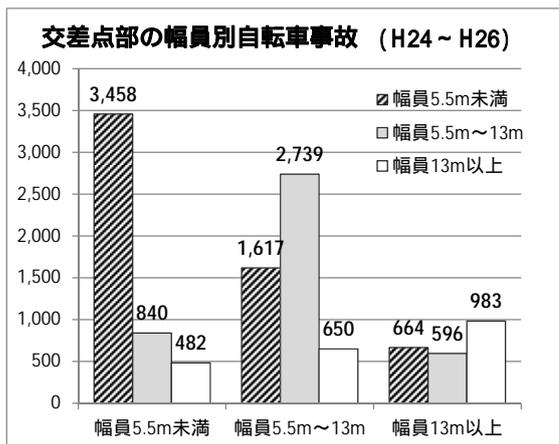
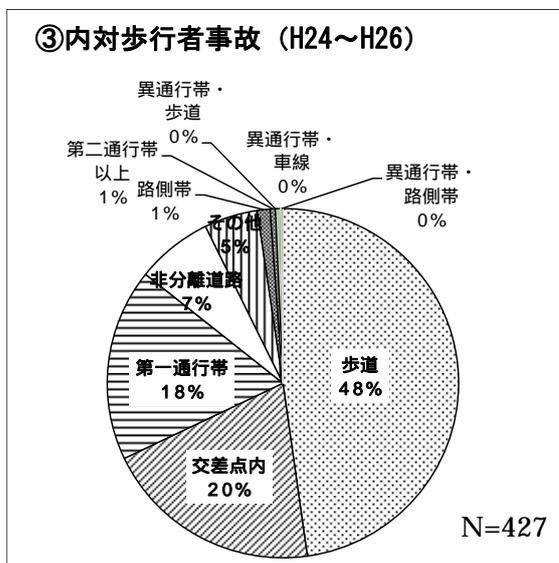
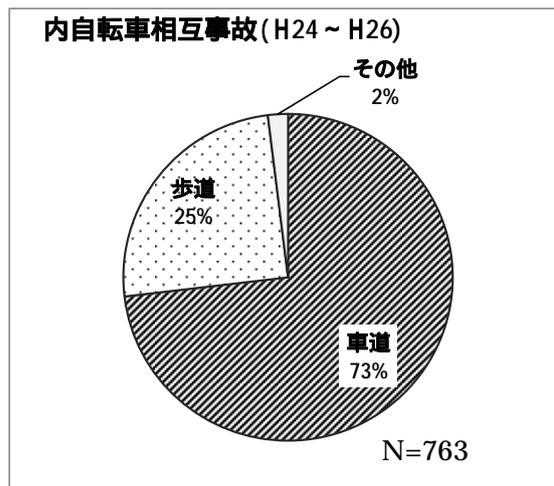
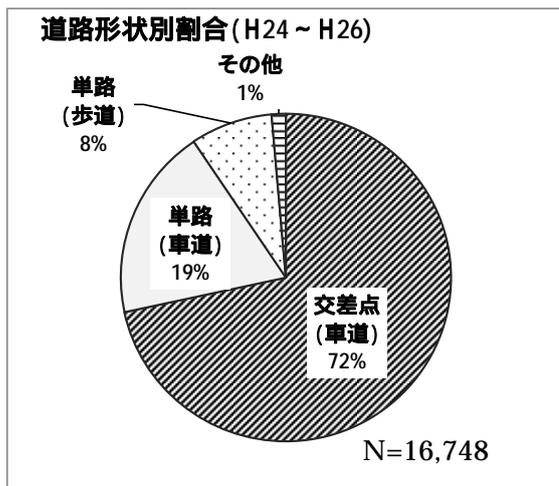
⇒ うち重傷事故は1,168件(7%)。

⇒ 自転車相互や対歩行者の事故では重傷率が13%。

⇒ 幅員13m未満の道路(歩道がない生活道路含む)での事故が多い。

「交差点」での事故が7割以上を占める。

⇒ 幅員5.5m未満の生活道路どうしの交差点で事故が多い。

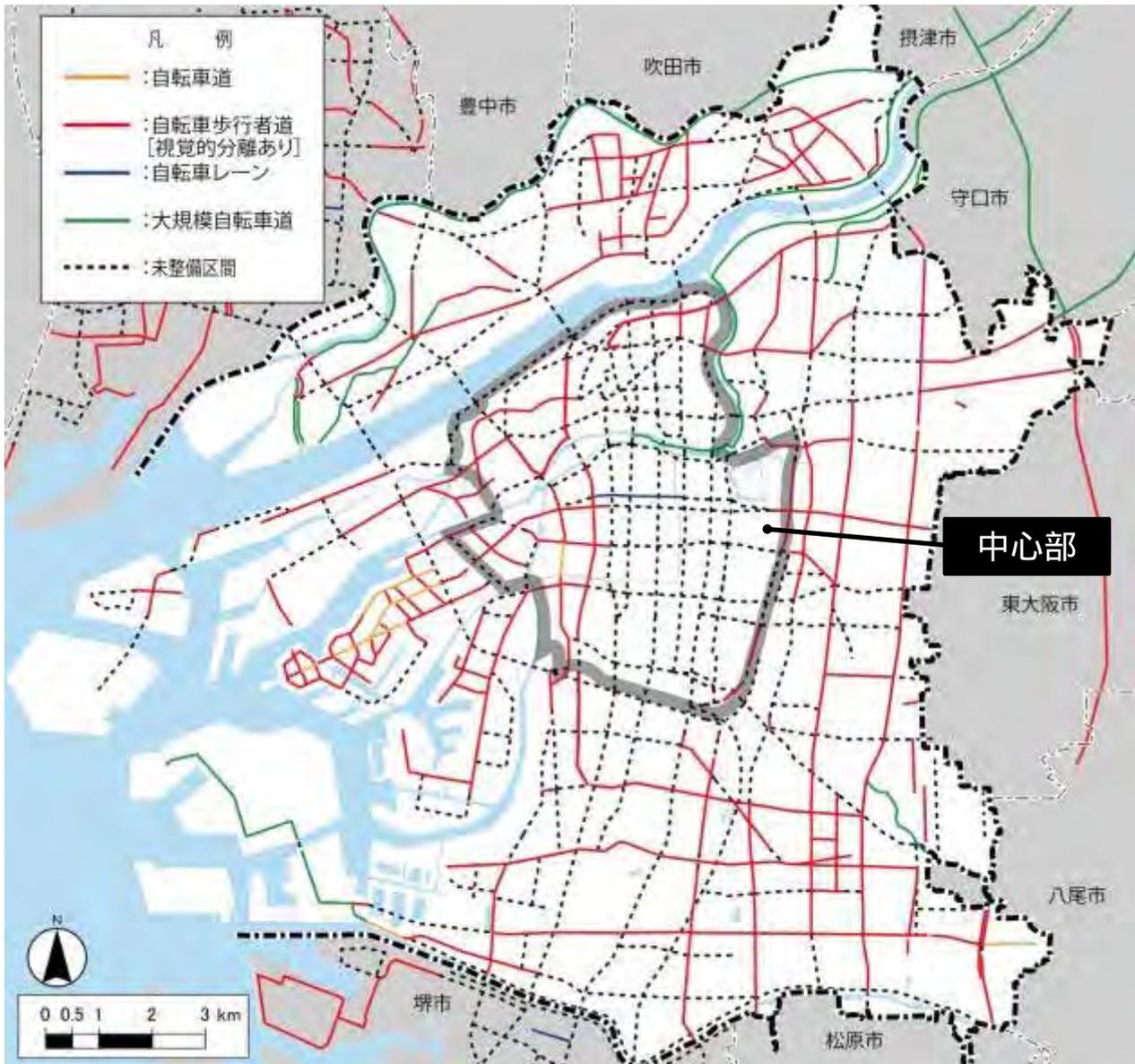


参考4 本町通における段階的対策と課題

整備年度	整備及び検討内容	○：効果 ●：課題
平成25年度 (本町3～本町1)	<整備内容> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン（着色・矢羽根） ・交差点内矢羽根表示 ・法定外看板設置（立て看板） 	○自転車の車道通行割合及びルール遵守率の増加 ●路上駐停車対策
平成26年度 (本町1～内本町2)	<整備内容> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン（着色・矢羽根） ・車道外側線+ピクトのみ ・法定外看板設置（柱巻付け） ・既存の街渠ますの蓋に滑り止めを焼き付け 	○区間に応じた整備内容の採用（ピクトのみ等） ●路上駐停車対策 ●連続的・統一的な整備（着色有無）
平成27年度 (鞆本町1～本町3)	<整備内容> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン（着色・矢羽根） ・法定外看板設置（柱巻付け） ・停車帯を活用した空間確保 ・既存の街渠ますの蓋に滑り止めを焼き付け <検討内容> <ul style="list-style-type: none"> ・路上駐停車対策としてのポストコーン設置 ・交差点内南北方向矢羽根設置（鞆本町1丁目交差点） 	●路上駐停車対策（ポストコーンの設置に対する合意形成や設置後の反応） ●鞆本町1丁目交差点付近におけるなにお筋の対応（パーキングチケットの撤去）



参考5 自転車ネットワークイメージ(中心部: 0.5 km 間隔、周辺部1 km 間隔)

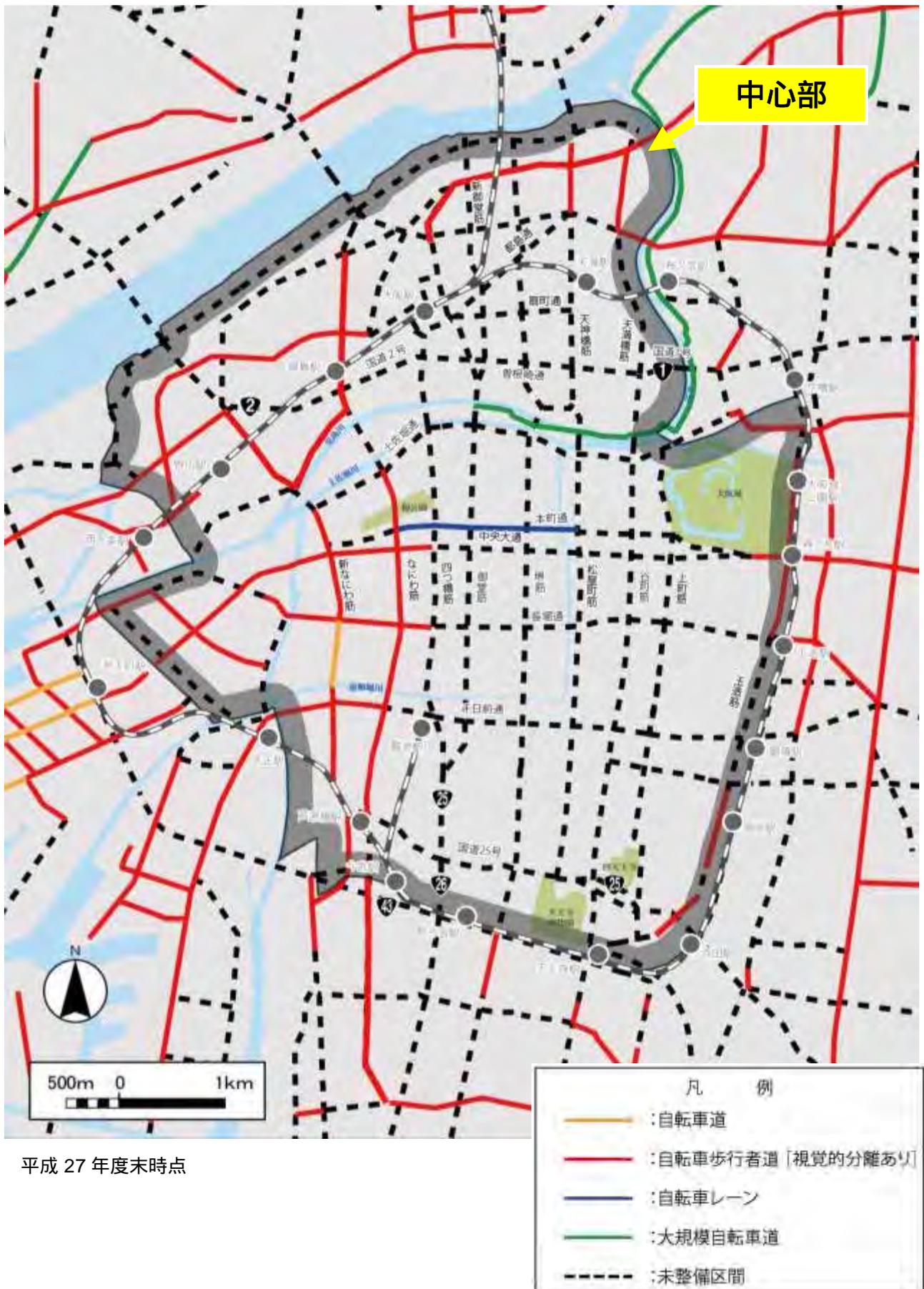


中心部 = 都心6区(北区、中央区、西区、福島区、浪速区、天王寺区)

図 自転車ネットワークイメージ
(中心部 0.5km 間隔、周辺部 1 km 間隔)

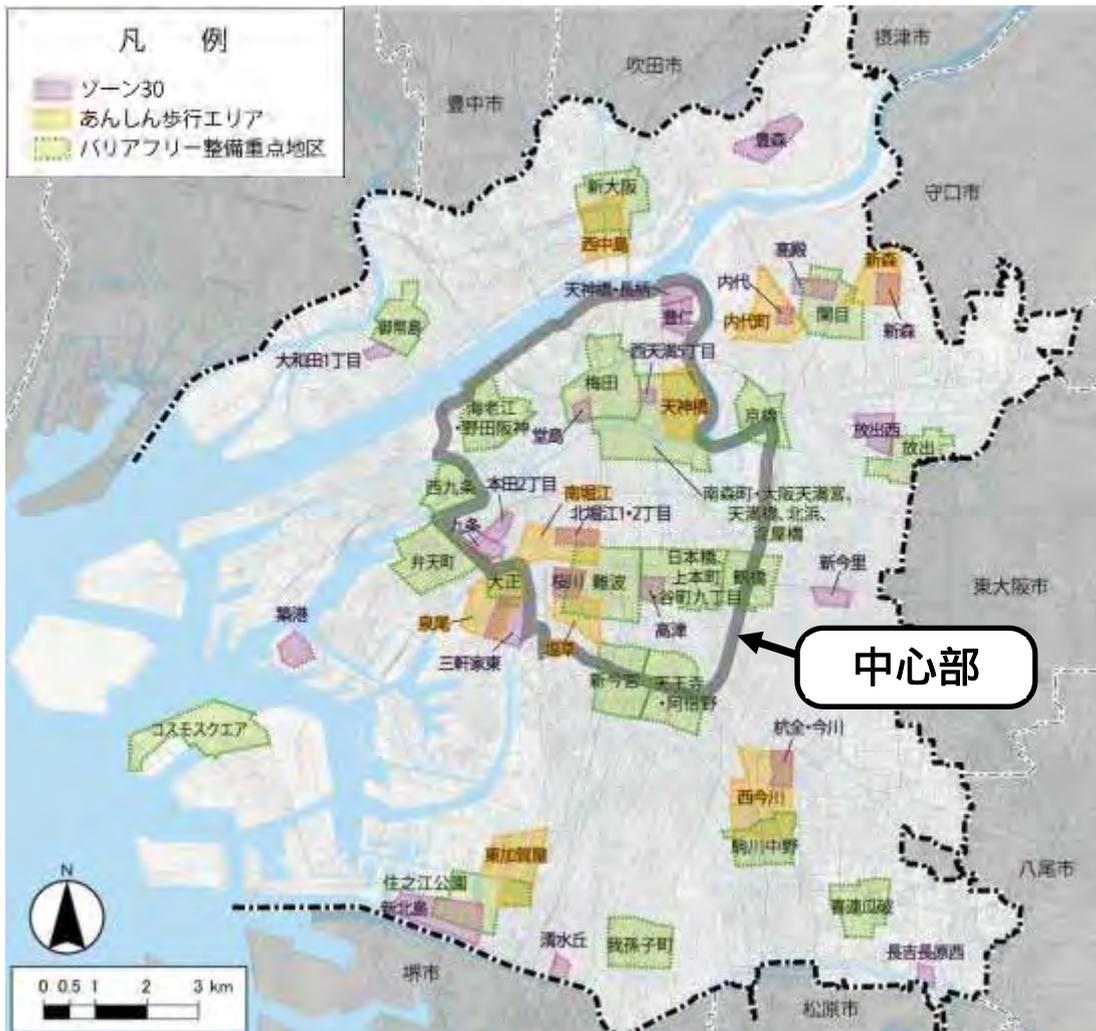
平成 27 年度末時点

【中心部拡大】



平成 27 年度末時点

参考6 面的に交通安全対策等を実施しているエリア



(参考) 生活道路における整備の考え方

整備の考え方

生活道路については、「ゾーン30」や「バリアフリー重点整備地区」や「あんしん歩行エリア」など、これまで道路管理者や交通管理者等が連携しながら交通安全対策に取り組んできた。

そのようなエリアにおける自転車の交通安全対策を実施する場合には、自転車の交通ルールの徹底を目的として、自転車関連事故発生状況を踏まえながら、矢印+自転車マークなどの簡易手法による「車道左側通行」ルールの見える化などの整備（面的整備）を盛り込んでいく。



ゾーン30(旭区)

バリアフリー重点整備地区(北区)

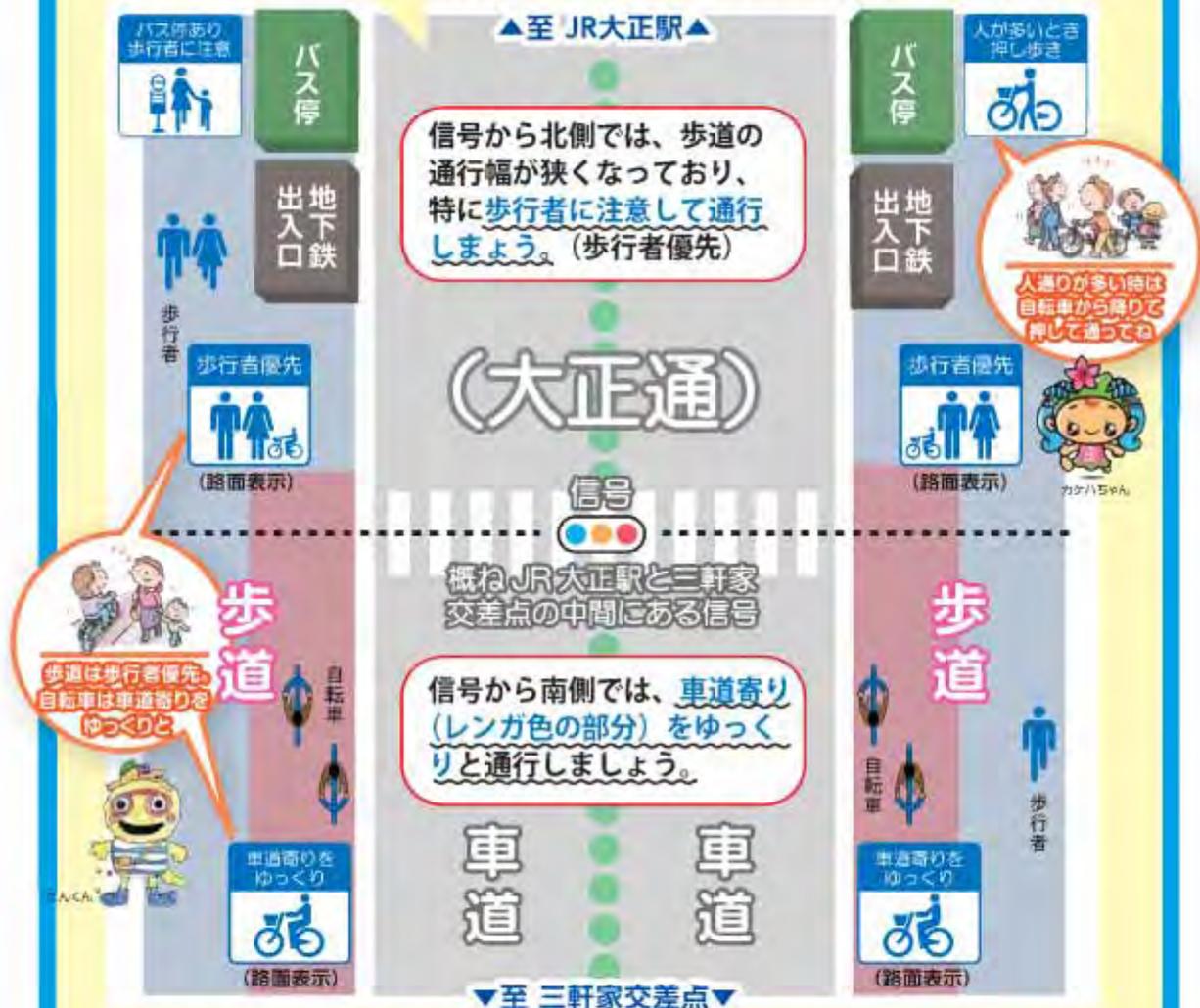
あんしん歩行エリア(都島区)

図 交通安全対策の整備事例(大阪市)

安全な道にするために ～おもいやりの自転車利用を～

！ 自転車をきちんとつかおう！

自転車のルールを無視した走行などによって、歩行者と自転車の事故が増えています。
大阪市では、歩行者が安心して通行できるよう、大正通（JR大正駅前～三軒家交差点
までの区間）の歩道に自転車の通行ルールを示した路面表示と看板を設置しました。



交通ルールを守って、安全に自転車を利用しましょう。

お問い合わせ先：大正区役所 市民協働課 ☎06-4394-9976
建設局 自転車対策課 ☎06-6615-6811